

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 12 号

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則
 瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 62 年瀬戸市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 2（第 4 条関係）		別表第 2（第 4 条関係）	
障害等級	障 害	障害等級	障 害
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
第 7 級	1 から 11 まで <省略> 1.2 <u>外貌</u> に著しい醜状を残すもの 1.3 <省略>	第 7 級	1 から 11 まで <省略> 1.2 <u>女子の外貌</u> に著しい醜状を残すもの 1.3 <省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
第 9 級	1 から 15 まで <省略> 1.6 <u>外貌</u> に相当程度の醜状を残すもの 1.7 <省略>	第 9 級	1 から 15 まで <省略> 1.6 <省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
第 12 級	1 から 13 まで <省略> 1.4 <u>外貌</u> に醜状を残すもの	第 12 級	1 から 13 まで <省略> 1.4 <u>男子の外貌</u> に著しい醜

			状を残すもの 1.5 女子の外貌 <small>ぼう</small> に醜状を残すもの
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
第14級	1から9まで <省略>	第14級	1から9まで <省略> 1.0 男子の外貌 <small>ぼう</small> に醜状を残すもの

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成23年2月15日から適用する。

(経過措置)

- 2 瀬戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年瀬戸市条例第29号。以下「条例」という。）第5条第3項に規定する団員等（以下「団員等」という。）が公務により、若しくは消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、この規則の適用の日（以下「適用日」という。）前に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に適用日前に変更があったときに存した障害に係る瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 団員等が適用日前に公務により、若しくは消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合（適用日以後に条例第11条第1項第4号の夫、子、父母、

孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があった場合又は条例第12条第4項に規定する場合において同項の遺族補償年金を受ける権利を有する妻が同項第2号に該当するに至ったときを除く。)又は適用日前に条例第16条第2号に該当することとなった場合における当該団員等の遺族の障害の状態の評価については、なお従前の例による。

4 団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成22年6月10日から適用日の前日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害(この規則による改正前の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則(以下「旧規則」という。)別表第2第12級の項第14項又は第14級の項第10項に該当するものに限る。)については、附則第2項の規定にかかわらず、それぞれ当該負傷若しくは疾病が治った日又は当該変更があった日からこの規則による改正後の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第2の規定を適用する。

5 団員等が平成22年6月10日から適用日の前日までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合、若しくは当該期間において条例第16条第2号に該当することとなった場合であって、当該団員等の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害(旧規則別表第2第12級の項第14項又は第14級の項第10項に該当するものに限る。)又は当該期間において条例第11条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があったときに存した障害(旧規則別表第2第12級の項第14項又は第1

4 級の項第 10 項に該当するものに限る。) の状態の評価については、
附則第 3 項の規定にかかわらず、それぞれ当該団員等が死亡した日又は
当該変更があった日から新規則別表第 2 の規定を適用する。